

令和4年10月 令和4年度第7回始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年10月31日（月） 午後1時30分～午後3時
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1番：小長野 誠 2番：坂元 廣幸 3番：本村 正一 4番：福森 徳昭
5番：牧野田 隆平 6番：杉尾 敏憲 7番：市藺 由美子 8番：白尾 親昭
9番：今村 逸子 10番：野元 幸雄 11番：堂前 澄男 12番：西 泰行
13番：川島 兼次 14番：内飩 達也 15番：平 富士夫 16番：岩元 律子
17番：松元 信道 18番：夏田 恒 19番：米迫 慎二
欠席委員（4番：福森委員）

【農地利用最適化推進委員】

1番：内村 幸雄 2番：宇都 和義 3番：扇藺 弘行 4番：柚木 利雄
5番：大重 孝司 6番：上福元 克己 7番：松永 政文 8番：松元 健一
9番：池端 隆志 10番：新屋敷 幸一 11番：中村 政芳 12番：柳迫 勝美
欠席委員（3番：扇藺委員）

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 農地の利用目的変更願について
8. 議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
9. 農地あっせんの経過報告
10. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長・事務局長補佐兼農地係長・農地係主査・農地係主事・振興係長
振興係主任主査

	令和4年10月 令和4年度第7回始良市農業委員会総会口述書
事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和4年度 第7回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。出席農業委員は、19名中、18名で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。本日は、4番、農業委員が欠席であります。
	——— 会務報告 ———
議長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	〔事務局 説明〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	議事日程に 入ります。 日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、12番 農業委員、13番 農業委員に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐 と、振興係長を、指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終

	了後に入室・着席していただきます。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。 —— 日程第3 議案第1号（4件） ——
議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。 1番から4番までについて、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 公告日は、10月31日、契約の始期は、11月1日を、それぞれ予定しております。 契約年数につきましては、2年間が1件、3年間が1件、5年間が1件、10年間が1件、合計4件、13,864㎡となっております。 内容につきましては、総会資料の2ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。 以上で、第1号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から4番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から4番までについて、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から4番までについて、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第4 議案第2号(3件) ———
議 長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番から3番までについて、説明をお願いします。 まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第2号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。 総会資料は3ページです。 今月の申請件数につきましては、3件となっております。 先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。 それでは、まず、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町木田の畑が1筆、面積は、281㎡、贈与による所有権移転です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員1番、推進委員です。 調査報告いたします。 令和4年10月16日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 労働力については、本人ひとりであるが、甥など手伝いもあり、農業用機械なども、甥のトラクターや軽トラックなど借りて、全て揃っています。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、北山の畑が1筆、面積は、984㎡、贈与による所有権移転です。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、14番、農業委員です。 調査報告いたします。 令和4年10月16日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 従妹の関係で、これまでも管理を任されていました。 今回、年齢に伴い贈与とのかたちですが、自家用栽培が主で、農機具も管理機と草刈り機があり、農地も自宅の前で、徒歩零分のところです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人、〇〇内、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町木田の田が2筆、面積は、1,780㎡、贈与による所有権移転です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、2番、農業委員です。 調査報告いたします。 令和4年10月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 稲が青々としておりました。 この件は、従妹間の贈与であります。畑では、カボチャと高菜を生産、53aの稲作を作付けしており、労働力については、主に本人ですが、奥さんも忙しい時は、手伝っております。 農業用機械は、コンバイン、軽トラック、乾燥機等、揃っていました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについて、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	———— 日程第5 議案第3号(1件) ————
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。 総会資料は、4ページでございます。 今月の申請件数につきましては、1件となっております。 申請地は、東餅田の畑、1筆で、375㎡です。 農地区分は第3種農地区分で、転用目的は、一般住宅、実家の隣に、自己の住宅を建築したいとのことです。 申請人は、現在、県外の住所であります。 転勤が多く、今回、自宅を建てた際は、妻と子が住むとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置ですが、〇〇から東に約10mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、墓地、北が畑となっております。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それではお諮りいたします。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
議長	——— 日程第6 議案第4号(14件) ——— 次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から、14番までについて、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局	議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。 総会資料は、5ページから8ページでございます。 今月の申請件数につきましては、14件であります。 1番につきまして、ご説明いたします。 借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の2筆、面積は781㎡となっております。 賃借権で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、現場事務所と資材置場です。 工事現場に隣接し、一時的に利用したいとの事です。 参考資料8ページに、始末書が添付されております。 先月よりすでに工事がおこなわれ、現場事務所としてすでに使用している現状でありました。 今回、追認での許可申請となっております。 令和5年3月31日までの一時転用で、期間終了までに農地に復元するとの条件を付しての許可を予定しております。 議案第5号の利用目的変更で、一時転用後は、畑として利用したいとの申請があがっておりますので、一時転用終了後は、畑に戻すとのことでの計画をいただいております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員11番、推進委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約100mの位置です。 被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が水路、北が市道です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、令和5年3月31日までの一時転用終了後は、農地に復元すること、です。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。

	事務局 2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、鍋倉の1筆、面積は246㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。 転用目的は、一般住宅です。 自己の住宅を建築したいとの事です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 はい、2番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。 その他の農地に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約240mの位置です。 被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が宅地、北が市道です。 申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員として、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
	事務局 3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇他1名、土地の所在は、西餅田の2筆、面積は634㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、宅地造成です。 隣接地である1581-2、499.39㎡の宅地との一体利用で、全事業面積を1,133.39㎡とし、4区画の宅地造成を行いたいとの事です。 顛末書が添付されております。 参考資料の17ページになります。 昭和60年頃より、一部を宅地として使用していたとの事で、今回、追認での許可を得ようとするものです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、15番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、西に、約70mの位置です。 被害防除現況としましては、東が市道、西が水路、南が宅地、北が宅地です。 申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。 また、顛末書が添付されております。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の1筆、面積は490㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第1種農地です。 転用目的は、一般住宅です。 自己の住宅を建築したいとの事です。 県農業会議ネットワーク機構での、意見聴取案件となっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員5番、推進委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第1種農地であります。 第1種農地の不許可の例外であります集落接続施設に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、東に、約10mの位置です。 被害防除現況としましては、東が畑、西が転用許可地と畑、南が転用許可地と市道、北が水路です。 申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長 事務局	次に、５番について、事務局の説明を求めます。 ５番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の１筆、面積は３５７㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、３番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、３番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約１０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地と畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、６番について、事務局の説明を求めます。 ６番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の１筆、面積は２６５㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、２番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、２番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約８０ｍの位置です。被害防除現況としまし

議 長	ては、東が私道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。 申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の2筆、面積は107㎡となっております。 隣接の宅地とも一体利用で、全事業面積は、386.86㎡となります。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、月極駐車場です。 〇〇駅の近くあるため、月極駐車場として、利用したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、3番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、西に、約80mの位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が市道と宅地です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の1筆、面積は741㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。

議 長	転用目的は、宅地造成です。 一区画の宅地造成を行いたいとのことです。 以上で説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、7番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、南に、約10mの位置です。 被害防除現況としましては、東が畑、西が畑、南が雑種地、北が市道です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。 9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の1筆、面積は558㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第1種農地です。 転用目的は、一般住宅です。 自己の住宅を建築したいとの事です。 一般住宅の申請で、面積が概ね500㎡を超えておりますので、参考資料の43ページのほうに、面積を超えた理由を、添付しております。 内容としましては、申請地の土地の形状が、左右に細長く、かつ、台形状であり、住宅の配置のほうが難しく、 農地を確保となると、通路の確保が困難で、利用価値がなくなるとの事で、今回1筆での申請となりました。 また、第1種農地で、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、7番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外であります集落接続施設に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、西に、約100mの位置です。 被害防除現況としましては、東が畑、西が農道、南が畑、北が畑です。 申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	10番につきまして、ご説明いたします。 借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の2筆、面積は960㎡となっております。 賃借権の設定で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、現場事務所と資材置場、工事現場に隣接している為、とのことです。 始末書のほうが、参考資料の47ページに添付されております。 1番の申請と同じ排水工事になるのですが、既に資材置場と現場事務所に使用している旨の内容が記載されており、今回、追認での許可申請となっております。 令和5年3月31日までの一時転用で、期間終了までに農地に復元するとの条件を付しての許可を予定しております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員11番、推進委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約40mの位置です。 被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が雑種地、北が市道です。 申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、令和5年3月31日

議 長 事務局	までの一時転用で、期間終了までに農地に復元するとの条件であります。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、11番について、事務局の説明を求めます。 11番につきまして、ご説明いたします。 借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の11筆、面積は7,722㎡となっております。 申請地のなかに、1筆、雑種地が含まれておりますが、現況は、田んぼの一部となっており、今回、申請地に計上しております。 賃借権の設定で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、駐車場とのことで、今回、借人の事務所建替えの為、臨時駐車場とし一時転用にて、利用したいとのことです。 令和7年9月30日までの一時転用で、期間終了までに農地に復元するとの条件を付しての許可を予定しております。 また、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、2番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約150mの位置です。 被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が市道、北が市道です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、令和7年9月30日までの一時転用で、期間終了までに農地に復元することを、伝えてあります。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
-----------------------	---

議 長 事務局	次に、１２番について、事務局の説明を求めます。 １２番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原町の１筆、面積は２７７㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、１５番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、１５番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約２４０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、１３番について、事務局の説明を求めます。 １３番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の１筆、面積は１、１１９㎡のうち、９９９㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第２種農地です。転用目的は、資材置場で、伐採した木材や業務で使う木材の資材置場として利用したいとの事です。一部転用とのことで、分筆により農地が残る為、農地への通路を確保するとの条件を付けての許可を予定しております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員５番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、推進委員5番、推進委員です。 調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約30mの位置です。 被害防除現況としましては、東が里道、西が山林、南が山林、北が宅地です。 申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、隣接農地の通路を確保することです。 総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の1筆、面積は651㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。 転用目的は、転用目的は、資材置場で、伐採した木材や業務で使う木材の資材置場として利用したいとの事です。 南側に田んぼが残るかたちで、長年、耕作はされておきませんが、用排水路の確保をするとの条件を付けての許可を予定しております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から西に、約450mの位置です。 被害防除現況としましては、東が田、西が水路、南が田、北が水路です。 申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、隣接農地の用排水を確保すること。 総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から、14番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、1番農業委員です。 14番についてですが、条件は、用排水ですか、用排水路ですか。
事務局	用排水ができる条件での、用排水路です。
委 員	はい、15番農業委員です。 議案第4号の7番についてですが、2筆の合計が107㎡ですが、〇〇さん所有については、参考資料に、10月6日提出の始末書が添付されていますが、〇〇さん、〇〇さんの分については、今日、審議がなされたとの理解でよろしいでしょうか。
事務局	すいませんでした。 始末書に関する説明が、漏れておりました。参考資料の34ページに、始末書が添付されております。〇〇さん所有の土地の一部が、すでに駐車場となっておりまして、始末書を添付しております。 今回、2筆合わせた107㎡につきまして、ご審議いただきたいところです。
議 長	それではお諮りいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から、14番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から、14番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、4番、9番、11番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。

——— 日程第7 議案第5号(1件) ———	
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は9ページになります。 今月の申請件数につきましては、1件となっております。 1番につきましてご説明いたします。 申請人は〇〇、申請地は、東餅田の二筆、面積は781㎡であります。 議案第4号の1番と同じ申請地になっております。 5条申請で、〇〇が一時的に資材置場で利用したいとのことで、その後、田んぼに戻すのではなく、畑として利用したいとのことで、申請が出ているところです。 畑にしまして、家庭菜園や果樹栽培に利用したいとのことです。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします
委 員	はい、推進委員11番、推進委員です。 調査報告いたします。 農地区分につきましては、第3種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約100mの位置です。 被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が水路、北が市道です。 申請実現の確実性としてしましては、資材置き場での転用後、家庭菜園として使用するとのことで、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としてしまして、現地調査委員としてしましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」

議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地の利用目的変更願についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 ここで、休憩に入ります。 ——— 日程第8 議案第6号(3件) ———
議 長 事務局	議事を再開いたします。 次に、日程第8、議案第6号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。 1番から3番までについて、事務局の説明を求めます。 はい、それでは、議案第6号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画、貸借、と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。 今回、始期を令和4年11月1日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。 総会資料12ページの3番が、議席番号、18番、農業委員に係る案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。 それでは、総会資料11ページの借換区分別集計表をご覧ください。 利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の12ページに添付しておりますので、ご確認ください。 今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規、3件、申請面積は、1,402㎡、です。 設定する権利別は、使用貸借権が3件、となっております。 今回の設定地区は、蒲生町白男、上久徳地区となっております。

議 長 委 員	ます。 ご審議の方、よろしくお願いします。 これより、議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から3番について、質疑に入ります。 なお、3番につきましては、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 1番と2番について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長 委 員	賛成多数により、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番と2番については、原案のとおり決定いたしました。 それでは、3番の関係者、18番、農業委員の退席を、お願いします。 〔委員退席〕
議 長 委 員	それでは、3番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、3番については、原案のとおり決定いたしました。18番、農業委員の着席をお願いします。
	委 員	〔委員着席〕
		—— 日程第9 ——
議 長		次に、日程第9、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告ですが、特にありませんでした。以上で事務局の報告を終わります。
議 長		委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。
	委 員	〔報告無し〕
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		—— 日程第10 ——
議 長		次に、日程第10、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。10月は8件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約をご確認ください。以上で、報告を終わります。
議 長		ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。

	委 員	〔発言無し〕
議 長		それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。 —— 日程第 1 1 ——
議 長		次に、日程第 1 1、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
	委 員	〔委員から無し〕
議 長		事務局からは、何かありませんか。
	事務局	全国農業新聞購読推進状況について 農地利用最適化推進会議について
議 長		他にありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和 4 年度、第 7 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____